

令和5年度新入園児・転入園児用

第1号様式(第5条関係)

申請日 年 月 日

品川区長あて

幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費請求書および
私立幼稚園等園児保護者補助金・入園料補助金申請書兼請求書

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費給付金および
園児保護者補助金、入園料補助金について、下記の通り請求いたします。下記指定口座への振り込み
をお願いします。（※入園料補助金は、一度も請求されていない方のみ対象となります。）
なお、給付金・補助金の審査にあたり、下記の事項に同意します。

同意事項

- 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを品川区が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を品川区が対象施設に確認すること。
- 課税状況を品川区が確認すること。

1. 申請者（保護者兼口座名義人）

フリガナ		園児との 続柄	〒	品川区			
氏名		住所	品川区				
連絡先	①	☐ 自宅 ☐ 携帯 (続柄:)		②	☐ 自宅 ☐ 携帯 (続柄:)		
金融機関情報							
金融機関	金融機関コード			支店名	支店コード		
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所		
預金種目	普通	口座番号					
口座名義（保護者のものに限る。） ※申請者と相違する場合のみ記入（カタカナ）							

2. 認定子ども

フリガナ		幼稚園名	
氏名		入園日	年 月 日
生年月日	年 月 日		

令和4年1月1日以降に転入された方は、本紙に課税証明書（父母両方）の添付が必要です。

税区分	4月～8月の判定 (R4年度課税)	令和4年1月1日現在の住所が 品川区外の場合	⇒	前住所地でのR4年度課税証明書を ☐ 添付しました ☐ 後日後送します
	9月～3月の判定 (R5年度課税)	令和5年1月1日現在の住所が 品川区外の場合	⇒	前住所地でのR5年度課税証明書を ☐ 添付しました ☐ 後日後送します
■令和4年1月1日以降、品川区へ転入の場合			⇒	転入日 令和 年 月 日

<区使用欄>

入園料		保育料	
税確認	令和4年度		
	令和5年度		

〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区役所 子ども未来部
保育支援課 開設・計画担当
私立幼稚園担当 TEL:03-5742-6039

（裏面もご記入ください）

3. 世帯構成について

☐ 同一世帯員に障害者手帳等の交付を受けた者（注1）がいる → 確認書類の写をご提出ください。
☐ ひとり親（注2）に該当 → 添付書類（有・無）
☐ 寡婦（注3）に該当

続柄	氏名	同居 別居	生年月日	【学年】 小学1～3年生がいる 場合のみ○
申請者 （保護者）		同居 別居	年 月 日	
父・母		同居 別居	年 月 日	
		同居 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
		同居 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生
		同居 別居	年 月 日	小学 1・2・3年生

注1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者
注2）現に婚姻していない者もしくは生死が不明である者
注3）納税者の夫（妻）と死別もしくは離婚した後結婚していない、または夫（妻）の生死が明らかでない者

以下の項目も、ご記入ください。

第1号様式（第3条、第6条関係）

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

品川区長 あて

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

			認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
申請者	フリガナ		児童 との続柄	現住所	〒 ー	
	氏名			現住所が区外の場合 区内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	年 月 日
	①	父・母 その他 ()	②	父・母 その他 ()		
児童	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 ー		
	氏名			生年月日	年 月 日	

利用(予定含む)する私立幼稚園を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 ー Tel ()	
施設名			利用開始予定日	年 月 日